

平成18年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成18年9月12日（火曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 報告第16号 例月出納検査結果報告
- 第6 報告第17号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第18号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第19号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第20号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第21号 定期監査報告
- 第11 議案第56号 美唄市民会館管理条例の一部改正の件
- 第12 議案第57号 美唄市立公民館条例の一部改正の件
- 第13 議案第58号 美唄市営野球場設置条例の全部改正の件
- 第14 議案第59号 美唄市営陸上競技場設置条例の全部改正の件
- 第15 議案第60号 美唄市営弓道場設置条例の全部改正の件
- 第16 議案第61号 サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件
- 第17 議案第62号 美唄市営陸上競技場、野球場及び弓道場使用条例廃止の件
- 第18 議案第63号 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件
- 第19 議案第64号 美唄市国民健康保険条

例の一部改正の件

- 第20 議案第65号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件
- 第21 議案第66号 美唄市ごみ処理センターの設置及び管理に関する条例の全部改正の件
- 第22 議案第67号 美唄市スキー場条例の一部改正の件
- 第23 議案第68号 美唄市体験交流施設条例の一部改正の件
- 第24 議案第69号 美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件
- 第25 議案第70号 平成18年度美唄市一般会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第71号 平成18年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第72号 平成18年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第73号 平成18年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）
- 第29 認定第1号 平成17年度美唄市一般会計決算認定の件
- 第30 認定第2号 平成17年度美唄市民バス会計決算認定の件
- 第31 認定第3号 平成17年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件
- 第32 認定第4号 平成17年度美唄市老人保健会計決算認定の件
- 第33 認定第5号 平成17年度美唄市下水道会計決算認定の件
- 第34 認定第6号 平成17年度美唄市土地区画整理事業会計決算認定の件
- 第35 認定第7号 平成17年度美唄市介護保険会計決算認定の件

- 第36 認定第8号 平成17年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件
- 第37 認定第9号 平成17年度市立美唄病院事業会計決算認定の件
- 第38 認定第10号 平成17年度美唄市水道事業会計決算認定の件
- 第39 認定第11号 平成17年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件

総務部長	板東知文君
市民部長	吉田 讓君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
商工交流部長	藤井雄一君
農政部長	酒巻進君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

◎出席議員（20名）

議長	長岡正勝君
副議長	吉田 栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐 聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林 国夫君
21番	中西勇夫君

教育委員会委員長	阿部 稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開会

●議長長岡正勝君 ただいまより、本日をもって招集されました平成18年第3回美唄市議会定例会を開会いたします。

◎出席説明員

市	長	桜井道夫君
助	役	佐藤昭雄君

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1 番 吉岡文子議員

2 番 広島雄偉議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より10月6日までの25日間とし、うち9月13日及び9月14日、9月16日ないし9月18日、9月21日ないし9月25日、9月27日ないし10月5日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より10月6日までの25日間とし、うち9月13日及び9月14日、9月16日ないし9月18日、9月21日ないし9月25日、9月27日ないし10月5日を休会とすることに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第4、議長報

告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第5、報告第16号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第21号定期監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第16号ないし報告第21号の以上6件を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第11、議案第56号美唄市民会館管理条例の一部改正の件ないし日程の第24、議案第69号美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件の以上14件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第56号美唄市民会館管理条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、市民会館の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、市民会館の利用に係る料金を、指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第57号美唄市立公民館条例の一

部改正の件であります。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公民館の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、公民館の利用に係る料金を、指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 58 号美唄市営野球場設置条例の全部改正の件であります。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市営野球場の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、市営野球場の利用に係る料金を、指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、条例の全部改正を行うものであります。

次は、議案第 59 号美唄市営陸上競技場設置条例の全部改正の件であります。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市営陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、市営陸上競技場の利用に係る料金を、指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、条例の全部改正を行うものであります。

次は、議案第 60 号美唄市営弓道場設置条例の全部改正の件であります。

本件は、美唄市営陸上競技場及び野球場について、平成 19 年 4 月から指定管理者制度を導入できる規定を設けるため、それぞれの設置条例を全部改正し、美唄市営陸上競技場、野球場及び弓道場使用条例を廃止することとなっております。

これに伴い、弓道場については管理の実態から、当面市の直営とする施設として位置づ

けられていることから、美唄市営弓道場設置条例を全部改正し、市直営の施設として条例を整備しようとするものであります。

次は、議案第 61 号サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、サン・スポーツランド美唄の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、サン・スポーツランド美唄の利用に係る料金を、指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 62 号美唄市営陸上競技場、野球場及び弓道場使用条例廃止の件であります。

本件は、美唄市営陸上競技場、野球場及び弓道場について、それぞれの設置条例を使用に関する規定を含め全部改正することから、本条例は不要となるため廃止するものであります。

次は、議案第 63 号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例等の一部改正の件であります。

本件は、消防組織法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例中における法例の引用条項の規定を整備しようとするものであります。

次は、議案第 64 号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件であります。

本件は、医療制度改革において、出産における負担を軽減するなどの少子化対策のため、出産育児一時金の引き上げについて示され、平成 18 年 10 月 1 日から健康保険法施行令において改正が行われることから、本市においても同様の改正を行うものであります。

次は、議案第 65 号美唄市医療費助成条例の

一部改正の件であります。

本件は、北海道医療給付事業に基づく本市の医療助成制度において、児童福祉施設に入所し、措置制度による医療の給付を受けているものは、医療費助成の対象外としておりましたが、児童福祉法の改正により医療費が自己負担となる障害児施設入所者のうち、同事業の認定要件に該当する入所者に対し、医療費を助成するための必要な改正を行うこと、及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、医療費助成から控除されるもののうち、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改正し、新たに導入される「生活療養標準負担額」を加えるため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 66 号美唄市ごみ処理センターの設置及び管理に関する条例の全部改正の件であります。

本件は、美唄市リサイクルセンター及び現在建設中の一般廃棄物最終処分場を地方自治法第 244 の 2 第 3 項の規定に基づき、施設の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けること及び最終処分場の供用開始に伴い、ごみ処理センターの業務内容が平成 19 年 4 月から変更となることから、条例の全部改正を行うものであります。

次は、議案第 67 号美唄市スキー場条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、スキー場の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、スキー場の利用に係る料金を、指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 68 号美唄市体験交流施設条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、体験交流施設の利用に係る料金を、指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 69 号美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、パークゴルフ場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました、議案第 56 号ないし議案第 69 号の以上 14 件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第 56 号ないし議案第 69 号の以上 14 件について、一括大綱質疑を行います。

18 番紫藤政則議員。

●18 番紫藤政則議員 ただいま議長の方から、大綱質疑の話がございました。

私は、議案第 56 号ないし第 62 号、議案第 66 号ないし議案第 69 号、以上 11 件について、

公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合の規定等を設けるなどの必要な改正という部分が共通項としてあるわけでありましたが、一部指定管理者制度移行に伴って廃止条例というものもございますし、当面弓道場については直営というお話も、先ほど市長の提案理由でございました。

関連するということでございまして、これらの基本的な共通課題について、ご質疑を申し上げたいと思います。

昨年9月に、この3定でございますが、それぞれ39施設にかかわる指定管理者制度の導入に伴う各個別の設置条例等が改正をされたわけでございます。

その際、これは9月27日にいただいた資料だと思いますが、今後導入をする、検討をする施設ということで、具体的にパークゴルフ場、体験交流館、国設スキー場、郷土史料館、野球場、陸上競技場、サン・スポーツランド美唄、市民会館、公民館・公民館分館、総合体育館、体育センターと10の施設につきまして、これは公民館等は分館がございますから10施設の14、数で行けば14カ所とこういうことになろうかと思いますが、これについての検討施設ということで担当課の意見を付して、今後こうしたいという内容のものが示されております。

ちなみに市民会館は、平成20年4月の導入を検討するということが記載をされております。

郷土史料館につきましても、20年4月をめぐってこういう表現であります。

残りにつきましては、平成19年4月をめぐって検討をするということであります。

それぞれ、いわば周辺施設等との、合わせるとか管理の一体管理と、効率的な立場ということも出されておりました、これらの今後の導入計画、これが先に示された、これは検討ですから当然変わる要素もあろうかと思いますが、示された内容の考え方と整合性が保てるのかどうか、変更等があるのかどうか。全体の施設にかかわって、ひとつその点お示しをいただきたいのが1点でございます。

次に、職員の配置のことでございますが、これも各施設に共通する課題ということになります。施設ごとの配置の状況と、今後どのような職員の再配置というものを考えておられるのか、職員でありますから正規職員、嘱託職員、臨時職員等の有期雇用職員も含めてどういう再配置を検討されているのかどうか。

この辺、これは私も何度もいろんな機会でお申し上げておりますけれども、市のこういった1つの法律改正に伴う管理体制の変更ということに伴って、正規職員等については労働組合等がありますから、即職場をなくすという議論になりませんけれども、当然そこで働き場所を得て生活の糧にしているそういった有期雇用の働く人の雇用の場の確保と、美唄市が不安定雇用状況を助長するようなそういう役割を担っていないと思いますので、そんな視点でその職員の配置についてどのような考え方で進めようとしているのか、その計画について。

3つは、今回第2弾ということで、11の条例、廃止も含めてですが、このうち弓道場はいわば当面直営ということですから、条例に指定管理者のそういう条項は記載はされてい

ません。

そして1つは廃止条例ですから、いわば9施設に関して、これは導入という前提でこの条例の改正提案がなったと思うんですけども、やはり第1弾として、ことしの4月からほぼ1年かけて議論をして4月から新しい制度に導入して、公の施設の新しい管理運営体制がスタートをして、もうじき半年を迎えるわけです。

第2弾に入るということになりますと、それらの、例えば当初見ていた、こういう方法の導入による目的、それがきちっと果たされているか、いわば中間的な評価というものが前提にあって、私は第2弾の指定管理者というものが、いわば常道だろうと、進めるに当たっては。そういった意味での途中評価について、どのように整理をされて、今回の第2弾に至ったのか。

具体的に申し上げますが、導入前と導入後と比較しまして、施設の管理運営にどのような変化があったか。

1つは、利用料金はどうかだったか。2つは、利用者サービスはどうかだったか。3つは、これは人的配置。全部委託も部分委託も当然関係する職員なりがいて、施設の管理をしていたということなわけですが、それが指定管理者という形になって、人的な側面から見た配置というのはどのように変化になっているか。

それから、導入に当たって、国等も随分PRをいたしました。効率的な管理運営、この管理運営にかかわる経費ですね、利用料金で、文字通り利用料金制として市からの手出しなしで行われた施設、さらに業務委託で業務委

託料、委託料を払ってそして管理運営をしていた施設。

これは、委託料については指定管理費として平成18年度の予算に計上されているわけですが、これらの管理運営費がどのような変化があったのか。実態としてどのようなになっているか。

年度の途中ということですので、どの程度把握されているかはこれは承知をしておりますが、現状で把握されている内容についてお示しをいただきたい。

それから、6カ月経過をいたしまして、指定管理者制度の移行後、例えば指定管理者そのものから、例えばこういう悩みがあるとか、それから、利用者の皆さん方からさまざまな意見が寄せられるとか、それから、それぞれ全体を吟味して、こういった課題について、やはり改善なりをしていかなければならないというような検討課題についてどのように把握しているか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

最後になりますけれども、私は指定管理者制度の導入の際、市としての基本方針を明らかにすべきだということを申し上げました。市も基本方針を明らかにされました。

指定管理者制度導入に関する基本方針と、その中には制度の目的、仕組み、そして導入方針、それから、どういうふうに進めていくかというフローですね、作業行程、募集方法をどうするか、具体的に出されているわけです。

その中の導入方針の中に、本市における導入方針の中に、導入もしくは直営継続をするに当たっての判断基準というのがありまして、

指定管理者へ移行する場合は判断基準の「ア」の、いわばサービスの提供やコスト削減が期待できるに該当するのか。「イ」の類似的なサービスを提供している民間事業者がいるからやるのか。「ウ」の利用料金を導入するから利益が期待できるのか。こういった指定管理者移行に当たっての判断基準があるわけです。

あわせて、直営継続でも、法律により民間事業者が行えないという制約がある。2つには、民間に施設の目的達成できる能力やノウハウがない。3つに、性格上行政で管理すべき明確な理由がある。こういった判断基準を示されて、そして導入していきますよということを示されたんです、基本方針として。

昨年 of この時期に、ではどんな判断基準で導入を決めたんですかとお聞きしました、それにはお答えができなかった状況がありました。

そこでまた、その議論から1年を経過しておりますので、あわせて第2弾、9施設を指定管理者にということになれば、この判断基準を施設ごとにこの際お示しをいただければというふうに思うわけですが、それぞれご答弁をいただければと思います。

●議長長岡正勝君 ただいまの紫藤議員の大綱質疑に対し、理事者より答弁準備の申し出がありましたので、60分程度休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前11時27分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の大綱質疑に対する理事者の答弁

から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 答弁準備に時間をいただき、ありがとうございました。

紫藤議員の大綱質疑にお答えします。

はじめに、導入計画との整合性についてありますが、指定管理者制度の導入に当たっては、昨年5月に策定しました基本方針に基づき、順次導入することとしているところであります。

昨年度におきまして、平成19年度以降導入施設として、パークゴルフ場、体験交流館、美唄国設スキー場、野球場、陸上競技場、サン・スポーツランド美唄、市民会館、公民館及び公民館分館3館、総合体育館、体育センターの計14施設を予定しておりましたが、総合体育館、体育センター及び郷土史料館の3施設については、課題等の整理から、平成20年4月に向けて導入を検討することとし、新たに東明公園、一般廃棄物最終処分場、リサイクルセンターの3施設を平成19年4月に導入する施設として加えたところでございます。

次に、職員配置計画についてであります、平成19年4月に指定管理者制度の導入を予定している14施設のうち、現時点で職員配置している施設は、市民会館、公民館が兼務職員を含め正職員2名、臨時職員3名。パークゴルフ場、国設スキー場が正職員1名、嘱託職員1名、臨時職員3名。体験交流館が嘱託職員1名。野球場・陸上競技場が臨時職員2名。サン・スポーツランド美唄が臨時職員5名となっております。

今後、正職員は配置換等により対応するこ

ととしておりますが、嘱託職員、臨時職員については業務の熟練度やノウハウなどの必要性から、指定管理者に対し継続雇用をお願いするなど配慮してまいりたいと考えております。

また、今年度指定管理者を導入した施設においても、正職員については関連業務への配置換によって対応するとともに、臨時職員、嘱託職員については指定管理者及び本人の意向を確認し、継続雇用に配慮したところでございます。

指定管理者導入に当たりましては、今後におきましても雇用不安が生じないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

本年4月から導入された施設の途中評価についてであります。指定管理者制度を導入した施設については、その適切な管理を損なわないよう、指定手続き条例において指定管理者に対し、必要に応じ管理業務の状況に関し実地調査を行うこと、毎年度終了後に業務報告書の提出を義務付けていることのほか、管理業務の詳細について協定書に基づき、適正な管理に努めているところでございます。

また、利用料金については現在のところ、変更しておりません。

なお、評価につきましては、今後利用者からも指定管理者のサービスの提供がどのようになっているのか、一部の施設を対象にアンケート調査を実施するとともに、事務事業評価を行ってまいりたいと考えております。

管理に関するさまざまな課題などについては、指定管理者、利用者から今後調査し、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、判断基準についてであります。

指定管理者選定委員会において、他の法律等により管理者が特定されるなど、公の施設の性格上行政で管理すべき事由がある場合を除き、基本的には民間活力を活かした効率的効果的な管理ができるか、施設ごとに判断基準に基づき総合的に検討しているところでございます。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 ひと通りご答弁いただきました。

それぞれ常任委員会で、中身のある議論がこれからなされると思いますので、しつこく聞くつもりありませんけれども、2点ほどお尋ねをしたいと思うんですが、1つは導入計画です。

これが新たに指定管理者を導入する施設を加えられたと、それから、実施年度についても再整理をされたようなご答弁がございました。

議長にお願いいたしますけれども、常任委員会に付託をして議論をする時に、それぞれ委員会の中で資料要求等というのはこれは可能だと思うんですけれども、議長のご配慮をいただければ、この常任委員会までにこの施設ごとの、公の施設百数十ございますが、導入済み、そして今後の導入計画、年度が明確なものは年度を入れて、そして一覧表のものをお示しいただいて、全体状況を把握しながら常任委員会議論というものに入っていければなど、少しく異例な対応かと思いますが、この資料についてご配慮方いただければなどというふうに思いますが、よろしくをお願いしたいと思います。

これは、議長にお願いというか、議事進行

みたいな発言になって恐縮でございますが、お許しをいただきたいと思います。

最後にありました、この判断基準の問題ですけれども、私は基本方針というもののの中に明確に明示をして、この判断基準に基づいて導入の是非を決めるということでございますから、これは、今ご答弁にありましたように、くくった議論ということにはなかなかないんでないだろうかと思うんです。

なぜこの基本方針を決めたのかという、このことそのものが、根っこが崩れてしまうこととなりますので、ここのところ少しく整理をして、この施設ごとについてどういった考えで導入できないのか、あわせて導入の時期がずれ込むのか、こういったやはり判断もこの基準に基づいて、我々いわば共通的な整理として持たなきゃならないわけですから、ぜひご一考いただいて、この辺の詰を、今お話になった範疇しかご答弁ないと思いますけれども、再度その基準の明示についてお示しいただくように、ひとつ今後ご検討いただければというふうに思いますけれど。

正直言いまして、この指定管理者制度そのものが自治体から、基礎自治体から声が上がって、そして制度ができたものではなくて、上からのいわば押し付け制度だと、今 1,800 の自治体がありますけれども、大きな町もそれこそ小さな自治体も一緒くたにして物を考えるということがまさに、いかに地域の実情を反映していないかということを、この具体的な作業に入ってくると明確に分かってくる内容だと思うんです。

常に受身じゃなくて、やはりこの現場、地域そして市民の顔を見る、知っている私たち

が声を上げていく、こういう能動的な姿勢というのが求められているんじゃないかと思うんです。

この辺もひとつ今後、まだ導入をして半年にならないわけでございますから、十分ひとつ検証していただいて、そして説明責任をしっかりと果たせるように、対応をよろしく願いたいと思うんですけれども、お考えございましたらお示しいただければと思います。

●議長長岡正勝君 先ほど紫藤議員から要求のありました資料につきましては、後ほど議長において措置したいと思います。

市長。

●市長桜井道夫君 新たな制度であります指定管理者制度、これにつきましては、やはりいろいろなメリットもありますしデメリットもあるというようなことから、この導入に当たりましては、さまざまな点から十分検討して、そして検証もしっかりしていかなければいけないなど、これからの自治体行政にとって非常に重要な制度でありますので、その点を十分配慮してまいりたいと考えております。

私ども判断基準を「ア」「イ」「ウ」という部分で設けておりますし、これにつきましては、個々に該当するという部分と、総合的に考える部分ございますので、先ほど私が総合的に検討しているというような言葉で言っておりますけれども、これにつきましてどの事項に当たるか、この辺りをもう少し明確になるかどうか、検討委員会の方に、この辺りの部分を十分配慮するように、私の方からも検討委員会の方に話をして、その辺りの明確な基準づくり、それから選定に当たっての、導入に当たっての基準をいかにするかというこ

と、これを再構築させていただきたいと思っています。

●議長長岡正勝君 これをもって議案第 56 号ないし議案第 69 号の以上 14 件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 56 号ないし議案第 63 号の以上 8 件は総務委員会に、議案第 64 号ないし議案第 66 号の以上 3 件については民生委員会に、議案第 67 号ないし議案第 69 号の以上 3 件については経済建設委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第 25、議案第 70 号平成 18 年度美唄市一般会計補正予算（第 1 号）ないし日程の第 28、議案第 73 号平成 18 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）の以上 4 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 70 号平成 18 年度美唄市一般会計補正予算（第 1 号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、補正内容について歳出から申し上げますと、総務費には財政調整基金の積立金として前年度歳計剰余金の 2 分の 1 を下らない額を、農林費には畑作生産振興事業として大豆乾燥調製施設等の整備に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、道支出金及び繰越金を増額補正し、財源対応いたしました。

次は、議案第 71 号平成 18 年度美唄市国民

健康保険会計補正予算（第 1 号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、補正内容について歳出から申し上げますと、共同事業拠出金には高額医療費拠出金、及び新たな制度に基づく保険財政共同安定化事業拠出金を、また、基金積立金には国保支払準備基金積立金所要額を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、国庫支出金、道支出金、共同事業交付金及び繰越金を増額補正し、財源対応いたしました。

次に、議案第 72 号平成 18 年度美唄市老人保健会計補正予算（第 2 号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、補正内容について歳出から申し上げますと、諸支出金に過年度精算金を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、支払基金交付金及び国庫支出金を増額補正し、財源対応いたしました。

次に、議案第 73 号平成 18 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、補正内容について歳出から申し上げますと、諸支出金に保険給付に対する過年度精算に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入については、歳出計上額に対応する財源として、繰入金及び繰越金を計上いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 70 号ないし議案第 73 号の以上 4 件は、一括大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別

委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第70号ないし議案第73号の以上4件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号ないし議案第73号の以上4件については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第70号ないし議案第73号の以上4件については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

広島雄偉議員、五十嵐聡議員、
白木優志議員、土井敏興議員、
長谷川吉春議員、古関充康議員、
内馬場克康議員、本郷幸治議員、
吉田 栄議員、荘司光雄議員、
林国夫議員、

の以上11人の議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第29、認定第1号平成17年度美唄市一般会計決算認定の件ないし日程の第39、認定第11号平成17年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました認定第1号平成17年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号平成17年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号平成17年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号平成17年度美唄市老人保険会計決算認定の件、認定第5号平成17年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第6号平成17年度美唄市土地区画整理事業会計決算認定の件、認定第7号平成17年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第8号平成17年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第9号平成17年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第10号平成17年度美唄市水道事業会計決算認定の件、及び認定第11号平成17年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件、以上11件について一括提案理由をご説明申し上げます。

本件は、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の審査意見を

付けて議会の認定を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました認定第1号ないし認定第11号の以上11件は、一括大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより認定第1号ないし認定第11号の以上11件について一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号ないし認定第11号の以上11件については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、認定第1号ないし認定第11号の以上11件については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、五十嵐 聡議員、

白木優志議員、土井敏興議員、

米田良克議員、矢部正義議員、
内馬場克康議員、本郷幸治議員、
紫藤政則議員、荘司光雄議員、
林 国夫議員

の以上11人の議員を指名いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時47分 散会